

令和6年5月17日

各 位

いちい信用金庫

## 不祥事件の発生について

この度、誠に遺憾ながら当金庫におきまして、下記の不祥事件が発覚いたしました。  
社会的使命を担い、信用を第一とする金融機関として、このような事件を発生させたことにつきまして、日頃から当金庫をご利用いただいておりますお客さまをはじめ、地域や会員の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけすることになりましたことを深くお詫び申し上げます。

## 記

### 1 事件の概要

当金庫の元職員（40代男性）が、令和6年3月8日、お客さまの約定返済金等を自己の金銭（6万円）で立替え払いし、条件変更手続きを行いました。

また、上記の不適切な取扱いにつきまして、調査を行ったところ、当該元職員がお客さまに自己の金銭を貸付け（3先に対し計6回、総額353万円）、その見返りとして飲食等の提供を受けていたことが発覚いたしました。この行為は、出資法で禁止されている「浮貸し(※)」に該当すると判断しております。

なお、本事件において、お客さまおよび当金庫に実損額はありません。

(※)「浮貸し」とは、金融機関の役職員が、その地位を利用し、自己または当該金融機関以外の第三者の利益を図るため、金銭の貸付け、金銭の貸借の媒介または債務の保証を行うことをいいます。

### 2 関係機関への届出等

本件につきましては、東海財務局、日本銀行名古屋支店へ届出を行うとともに、警察にも相談しております。

### 3 関係者の処分

当該元職員につきましては、5月13日付で懲戒解雇といたしました。

また、管理監督面における役職員につきましても、厳正な処分を行いました。

#### 4 今後の対応

当金庫では、法令等遵守の徹底につきまして、これまでも最重要課題と認識し、態勢整備に努めてまいりましたが、かかる事態を厳粛に受け止め、職員への指導を徹底し、皆さまからの信頼回復に向け役職員一丸となって再発防止に向けて全力で取り組んでまいります。

以上

お問合せ先

いちい信用金庫 総合企画部

(0586)75-6213